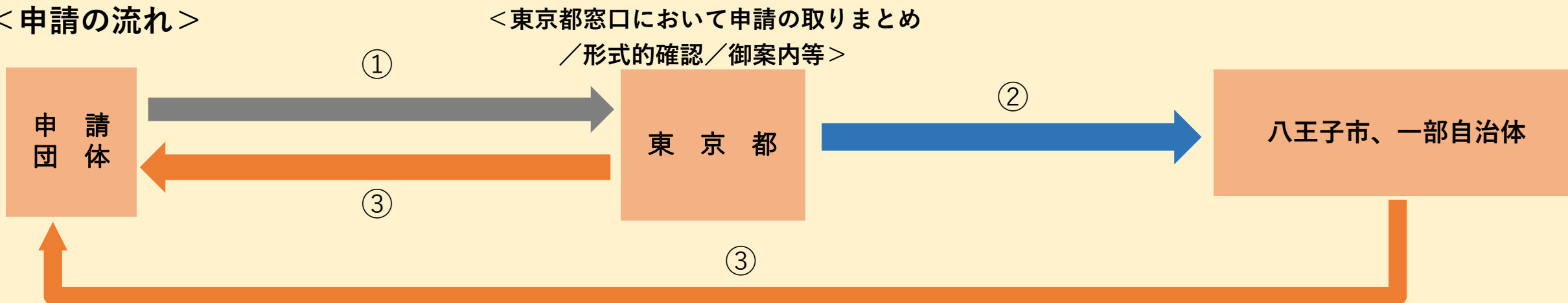


【本認定事務の流れ、補足事項】

- 本事務は、処遇改善等加算における「加算認定自治体」が認定を行う制度です。東京都内における「加算認定自治体」には、東京都や中核市である八王子市に加え、一部自治体（※）も含まれます。従って、東京都内全域で、研修実施主体として認定された効力を有する必要がある場合は、東京都知事だけでなく、八王子市長（中核市のため）、一部自治体の長それぞれの認定を受ける必要があります。
- 以下の＜流れ＞を御参照ください。東京都内全域における認定を希望する申請団体については、加算認定自治体が複数あるため、申請事務の負担軽減等の観点から、東京都の窓口において申請を一括して取りまとめます。
- ※一部自治体：処遇改善等加算認定事務の権限を東京都から委譲されている自治体。詳細は担当までお問い合わせください。

＜申請の流れ＞



- ① 東京都宛てに申請書類を御提出
 - 都内全域での認定を希望される場合は、東京都知事／八王子市長／その他一部自治体の長それぞれの申請書及び申請書類一式を準備し、東京都担当宛てに御提出ください。
なお、認定後、必要に応じて提出が求められる変更通知等につきましても、基本的には同様の流れとなります。
- ② 東京都担当において、形式的な不備（添付書類の不足等）がないかを確認・調整等を行った後、東京都から各自自治体へ書類を送付
- ③ 東京都及び各自自治体で、認定権限に基づき、それぞれ審査・決定を行います。
なお、各自自治体は審査を行うに当たり、別途申請者へ確認の御連絡や資料等の要求を行う場合もあります。
認定通知はそれぞれの自治体から送付されますのでお受け取り下さい。

<様式に関する補足事項>

○様式第1号（申請書）及び様式第6号（誓約書）について

両様式については、東京都知事／八王子市長／その他一部自治体の長 それぞれの宛名のものを御用意いただく必要があります。

○様式第2号について

（例）にありますように、実際に研修を実施する部署を含め、全体的な組織体系がわかるように、組織体制図を記載してください。また、研修の御担当者様には本申請の内容確認等、御連絡を行うこともありますので、連絡先等一覧に御記入をお願いします。

○様式第3号について

【研修実績概要】にこれまでの研修実績について、経緯や内容、対象や規模等を簡単に文章で御記載ください。その上で、一覧に具体的研修名を御記入ください。

○様式第4号について

「分野」において、各研修について、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等との関連性等がわかるよう、記載をしてください。

○様式第8号について

記以下の部分に、変更する内容やその理由等について、記載をしてください。